

## 経営・管理ビザの厳格化と在留許可手数料に関する意見書（案）

政府は令和7年10月に、外国人の在留資格である、いわゆる経営・管理ビザについて、資格取得のための資本金の額等の要件を500万円から3,000万円へ引き上げるなど、資格要件を厳格化する法務省令の改定を行った。必要な資本金の額等が6倍にも引き上げられたことで、これまで料理店や小売店などを営んできた外国人経営者が突然、日本での仕事と生活を奪われる危機に直面している。長年真面目に営業し、家族と共に暮らしてきた外国人経営者を突然のルール変更によって追い出すようなことは理不尽であり、人権侵害であるという声が広がっている。

経営・管理ビザで在留する人の資本金の額等は、多数の者が500万円から600万円くらいの水準であり、9割超の事業者に影響を及ぼすことが国会で明らかになっている。出入国在留管理庁の統計によれば、都における同ビザでの在留外国人は、令和7年6月時点で、全国の約3割に当たる12,940人に上り、地域経済への影響も甚大である。多文化共生の豊かな社会を守り、共に生きる外国人の人権を守るためにも、同ビザの厳格化の撤回が必要である。

また、本年5月に成立した、外国人の在留許可手数料を大幅に引き上げた出入国管理及び難民認定法の改定にも悲鳴が上がっている。手数料の上限額について、在留期間更新許可や在留資格変更許可が現行の1万円から10万円に、永住許可は現行の1万円から30万円に引き上げられたことで、多額の費用負担が発生し、日本での生存が脅かされる事態となる。

全国知事会が外国人の受入と多文化共生社会実現に向けた提言において示しているとおり、日本で暮らす外国人は地方自治体から見れば日本人と同じ「生活者」、「地域住民」である。このような観点から、国がその人権を脅かすことは許されない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、経営・管理ビザの厳格化及び外国人の在留許可手数料の値上げを撤回するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月 日

東京都議会議長 増子博樹

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
出入国在留管理庁長官

} 宛て